

目 次

規 則	ページ
19 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を 改正する規則……………	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について……………	2
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について……………	2
公平委員会規則	
3 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する 規則……………	2
正 誤	
平成 29 年 3 月 30 日付け新潟県市町村総合事務組合公報号外訓令第 2 号（新潟県 市町村総合事務組合事務決裁規程）別表第 2 中……………	4

規 則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合規則第 19 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則（平成 16 年規則第 28 号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(奨学援護金の支給)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>14,000 円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>18,000 円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(奨学援護金の支給)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等 1 人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>13,000 円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>17,000 円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

3～7 (略)

3～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

公 告

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

退 任	戸 山 順 之	平成 29 年 3 月 31 日
退 任	松 岡 輝 彦	平成 29 年 4 月 23 日
就 任	貝 梅 昭 憲	平成 29 年 4 月 24 日
就 任	松 岡 輝 彦	平成 29 年 4 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

退 任	城 井 裕 司	平成 29 年 3 月 31 日
就 任	竹 田 紀 稔	平成 29 年 4 月 24 日

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1 小千谷市		1 小千谷市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
教育委員会 事務局	課長、 <u>参事</u> 、 <u>室長</u> 、課長補佐、上席副参事	教育委員会 事務局	課長、参事、課長補佐、上席副参事
	(略)		(略)
(略)		(略)	
保 育 所	(略)	保 育 所	(略)
(略)		<u>図 書 館</u>	<u>館 長</u>
(略)		(略)	
2 十日町市		2 十日町市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
教育委員会 事務局	部長、課長、参事	教育委員会 事務局	<u>教育次長</u> 、課長、参事
	(略)		(略)
(略)		(略)	
中央公民館	(略)	中央公民館	(略)
<u>情 報 館</u> (<u>図 書 館</u>)	<u>館 長</u>	博 物 館	(略)
博 物 館	(略)	(略)	
(略)		(略)	
9 阿賀野市		9 阿賀野市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 市長政策課の課長補佐、秘書係長及び秘書係の秘書担当の職員 総務課の課長補佐、庶務係長及び人事係長並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 <u>企画財政課の課長補佐及び財政係長</u>		福祉事務所長 市長政策課の課長補佐、秘書係長及び秘書係の秘書担当の職員 総務課の課長補佐、庶務係長及び人事係長並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 <u>財政課の課長補佐及び財政係長</u>
	(略)		(略)
教育委員会 事務局	課 長	教育委員会 事務局	<u>教育長</u> 、課長
	(略)		(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 29 年 3 月 30 日付け新潟県市町村総合事務組合公報号外訓令第 2 号（新潟県市町村総合事務組合事務決裁規程）別表第 2 中「2 交通消防課」は「3 交通消防課」の誤り。